

# 公的研究費等に関する不正防止計画

UNU-IAS

2016年6月1日

## UNU-IASの方針

- ・所長のリーダーシップのもと、国連の定める規定や責任体系を遵守し、公正かつ明瞭な経費執行を行うことを徹底します
- ・UNU-IASに所属する一人ひとりの意識向上の努力を惜しまず、不正に対して断固たる姿勢で対処します
- ・正当な理由がある場合にはその根拠を明らかにした上で柔軟かつ有効な対応を行い、教育研究活動の円滑な遂行と研究費不正使用の抑止の両立を目指します

### 国際連合大学憲章

#### 第1条 目的および機構

1. 国際連合大学(以下「国連大学」という。)は、国際連合憲章の目的を追求し、原則を促進するために、研究、大学院レベルの研修および知識の普及に携わる、学者・研究者の国際的共同体である。国連大学はその目的達成のため、国際連合と国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)の共同の支援のもとに、企画および調整のための中枢機構ならびに先進国および開発途上国におかれる研究・研修センターおよび研究・研修プログラムのネットワークを通してその機能を果たす。

#### 第8条 国連大学職員

1. 国連大学の学術職員および行政職員は、国連大学の目的達成の見地にとって選ばれなければならない。その銓衡の根本基準を最高水準の能率、能力および誠実さにおき、さらに、出身地域、社会体制、文化的伝統、年齢および性別についてもそれらが妥当に代表されるよう適当な考慮を払う。

## 1. UNU-IASにおける運営管理体制

- ① 最高管理責任者: UNU-IAS 所長  
研究所における公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う
- ② 統括管理責任者: UNU-IAS 事務総括  
最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ
- ③ コンプライアンス推進責任者: UNU-IAS プロジェクトマネージャー  
研究所における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ
- ④ 不正防止計画推進部署: 所長室  
不正防止計画を初めとする組織全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する

## 2. 責任体系の明確化

- ・ 国連および国連大学が定める規定、制度、各部署の役割について周知徹底する。
- ・ プロジェクトマネージャー会議等において、随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し意識向上を図る。

## 3. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

- ・ 全ての職員に定期的な研修を義務付け、どのような行為が不正に当たるのかを周知する。
- ・ イン트라ネット等を通じて事務処理手続きに関するルールや手順を周知し、適正運用の徹底を図る。
- ・ 全職員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。
- ・ 不正防止対策にかかる方針等を学外にも広く周知し、取引を行う会社からは、誓約書を提出させる

## 4. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

- 所長のリーダーシップのもと、本計画に基づく体制整備を進める。
- 計画の実施状況について定期的にモニタリングを行い、適切な研究費管理を推進する。

## 5. 公的研究費の適正な運営及び管理活動

- 内部監査によるモニタリングだけでなく、コンプライアンス推進責任者や防止計画推進部署が、日常的なモニタリング機能を強化する。
- 管理監督者による非常勤雇用者の勤務管理の徹底を図るとともに、事務部門が採用時及び定期的に面談等を行い、勤務状況を適切に管理する。

## 6. 購買・調達・旅費の管理

- 不正取引防止の一環として、国連が定める文書「*UN Supplier Code of Conduct*」を配布し、どのような行為が不正行為にあたるのかを業者にも認識させる。また、不正取引の依頼があった場合は、直ちに本学に通報することを要請する。
- 特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。
- 本学における「*UN Supplier Code of Conduct*」について周知徹底を図るとともに、不正な取引を行った業者については、「*UN General Conditions of Contract*」に基づき取引停止等の措置を講ずる。
- 職員が発注する全ての購入物品について、事務部門による納品事実の確認を行う。事務部門による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。

- 職員が行う出張について、財源にかかわらず、用務先、出張目的、交通手段等を明記した出張完了報告書及び旅行の事実を証明するものの提出を義務化し、追跡や確認ができるようにする。
- 外国出張に係る旅行事実について、必要に応じて関係者、旅行代理店等への問い合わせを行う等、確認を強化する。

#### 7. 情報発信・共有化

- 不正事案が発生した場合には要因について、その再発防止策を検討、不正使用防止計画に加える。

#### 8. モニタリングの推進

- 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。
- 特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、適正な予算執行にむけた指導を行う。
- 不正防止計画推進部署は内部監査部門及び国連会計検査委員会との連携を強化し、必要に応じて不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。